

答 申

第1 審査会の結論

鹿児島市長（以下「実施機関」という。）が「開示請求者の「徴取引継続通知書」の未納金額明細（別紙）に記載された国民健康保険税延滞金の各期別の算定式」について、公文書の不存在を理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 開示請求に係る保有個人情報及び決定の内容

1 開示請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の内容

平成30年8月13日付けの開示請求者の国民健康保険税に係る徴取引継続通知書の未納金額明細に記載された各期別の国民健康保険税延滞金の算定式

2 決定の内容

算定式を表示するプログラムを有していないことによる公文書の不存在を理由とする不開示決定

第3 審査請求の趣旨及び内容

1 不開示理由は、「滞納支援システム内で自動計算される」ため、「算定式としては保有していない」とのことであるが、自動計算されるのであれば、算定式は実在し、当方の請求する保有個人情報であることは明白である。

2 現に、国民健康保険課は、延滞金算定式を紙面に起こし、当方に開示している。

3 よって、決定を不服とし、表題の個人情報の開示を再度、請求するものである。

第4 審査請求に対する処分庁の説明要旨

当該開示請求に係る保有個人情報は、開示請求者の国民健康保険税の免除後の延滞金に係る算定式であり、滞納整理支援システムによって自動計算されるが、同システムでは算定式を表示するプログラムを有していないことから、開示の実施が可能な情報としては保有をしていないところである。

システム上の情報（電磁的記録）の開示については、鹿児島市個人情報保護条例（平成16年条例第25号。以下「条例」という。）第23条において「規則で定める方法により行う」と規定され、その方法については鹿児島市個人情報保護条例施行規則（平成17年規則第3号。以下「規則」という。）第7条第3項において「実施機関がその保有するプログラムにより行うことができるもの」について定められていることから、新たにプロ

グラムを作成してまで開示することは条例上求められていない。

以上のことから、保有個人情報の開示請求に対する不開示は妥当であると判断する。

第5 審査会の判断等

1 調査審議の経過

鹿児島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の経過は、別紙のとおりである。

2 審査会の判断

(1) 個人情報の該当性

まず、開示請求に係る本件保有個人情報が「個人情報」に該当するかについて改めて検討する。

開示請求に係る本件保有個人情報が記録された公文書は、開示請求者の国民健康保険税に係る徴収引継終了通知書の未納金額明細に記載された各期別の国民健康保険税延滞金の算定式で、ここでいう算定式とは一般的な延滞金の計算の式ではなく、開示請求者の未納の国民健康保険税に加算された延滞金の額についての計算の過程を指すものであることから、本件保有個人情報は「個人情報」に該当する。

(2) 本件保有個人情報の存否について

次に本件保有個人情報の存否について検討する。

条例において「保有個人情報」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（鹿児島市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。」とされ、鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14号）第2条第2項において「「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とされているが、本件保有個人情報について、実施機関は、上記第4のとおり「滞納整理支援システムによって自動計算されるが、同システムでは算定式を表示するプログラムを有していないことから、開示の実施が可能な情報としては保有をしていない」旨の主張をしている。

そこでこの点について検討する。

審査会が特別滞納整理課の保有する滞納支援システムについて検分したところ、同システムにおいて延滞金の算定式を表示するプログラムは存在しなかった。

一方で、保有個人情報の開示については、条例第23条において「当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記

録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。」と規定されており、その方法については規則第7条第3項第3号において「前2号に掲げるもの及び次号又は次項に該当するものを除く電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次号において同じ。)により行うことができるもの」と規定し、同項第1号及び第2号に規定している録音テープ又は録音ディスク並びにビデオテープ又はビデオディスク並びに同条第4項に規定している映画フィルムを除く電磁的記録については、実施機関が保有するプログラムにより開示を行うと定めている。

これらのことから、本件対象個人情報については、滞納支援システム上に電磁的記録として存在していたとしても、実施機関はそのデータを表示するプログラムを保有しておらず、条例及び規則に規定された開示の実施ができない以上、開示の実施が可能な保有個人情報は不存在であるといわざるを得ない。

(3) 新たなプログラムの作成の必要性について

次に実施機関は、「新たにプログラムを作成してまで開示することは条例上求められていない」旨の主張をしているが、この点についても規則第7条第3項に照らせば、当該主張のとおり開示の実施のために新たなプログラムを作成することまで条例が求めていると解釈することはできない。

以上のことから、審査会としては、実施機関は、本件保有個人情報について開示の実施が可能な情報として保有していないと認定せざるを得ない。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 経 過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和元年 9月11日	審査庁から諮問を受けた。
令和元年 10月16日	滞納整理支援システムについて検分を行った。
令和元年 10月28日 (第1回審査会)	諮問の審議を行った。
令和元年 12月2日 (第2回審査会)	諮問の審議及び答申案の審議を行った。